

# 第1回マーケット・リサーチ ISO/TC225 ミーティング報告

ISO/TC225 国内対策委員会 委員長 一ノ瀬 裕幸

JMRQS を含む世界各国の市場調査品質管理基準を、ISO の新たな規格として制定する取り組みがいよいよスタートした。正式には ISO/TC225 (225 番目の Technical Committee = 技術委員会) と呼称され、先日第1回の国際委員会が開催された(概要は下記の通り)。

日 時： 2003 年 7 月 2 日 (水) 9:30 ~ 18:15

場 所： マドリード AENOR (日本でいえば JIS 事務局にあたる組織) 会議室

参加国： P メンバー登録国のうち 11 カ国、約 30 名が参加。

オーストラリア、メキシコ、イギリス、スウェーデン、ロシア、イタリア、フランス、アルゼンチン、ドイツ、日本(一ノ瀬、小林和夫、高柳忠明)、スペイン(議長国)

参加機関： ISO 国際事務局、CASCO (ISO の適 " 援性 8 H 6 Y U A S

が 9 カ国登録されている。

なお、この会合に先立ち、日本では経済産業省の指導のもと、JMRA のクォリティ・スタンダード (QS) 委員会を母体とした国内対策委員会を 4 月 22 日に発足させている。

## 1. 第1回国際委員会での決定事項

第1回国際委員会には、上記のように世界の主要地域からの代表が集まった。各国代表の自己紹介の後、ISO 国際事務局より MRQS を ISO 規格化していくための手順に関する説明がなされたが、内容的には国内対策委員会設置時に経済産業省から解説をいただいていたルールと同一のものであり、詳細は割愛する。

ここでは、活発な討議を経て決定された事項のうち、今後に影響を及ぼしそうなものを取り上げて紹介しておくこととしたい。

### (1) Scope は “ Market, opinion and social research ” に

Scope とは、これから制定されようとしている ISO 規格が「対象とする領域」である。

ISO 化の是非を決めた昨年国際投票時の表現は “ Market research ” であったが、ここに opinion and social (世論調査と社会調査) が加わった。欧州諸国では多くの場合、市場調査もこれらの調査も担い手は同じ(市場調査会社が実施)であり、また「社会調査」を加えることによって ISO 規格としての(世論からの)受け入れられやすさが増すという期待が背景にある。

## (2) ドラフト起草国の決定

ISO の規定により、第 1 回委員会の開催から 6 ヶ月以内を目処にドラフト（草稿）をとりまとめなければならない。TC/225 ではすべての作業を英語で進めることが確認され、ドラフト作成時の章立てを 8 章と定めて、各章の起草リーダー国にイタリア、フランス、ドイツ、イギリス、オーストラリア、アルゼンチンを委嘱することとした。

また、この中でインターネット調査に関する記載を盛り込むこととなった。内容的には ESOMAR のガイドラインに沿った倫理規定的なものになると思われるが、1998 年に成立した EMRQS には含まれていない項目であり、今後の注視が必要である。

なお、ドラフト作成に向けた Working Group には P メンバー国全員が参加でき、すべてのドラフトに対して意見や要望を述べるができることを確認した。

言葉の壁もあり、日本としては起草リーダーに手を挙げることはしなかったが、各国のドラフトに対してはぜひ日本の立場や主張を盛り込んでいけるよう努力したい。

## (3) 今後の作業スケジュール

会議では、ISO 化に向けた今後のスケジュールについても確認を行った。EMRQS という共通のひな型はあるものの、多国間協議を前提とすればかなりタイトな日程が要求される。

- ・ 2003 年 10 月 1 日を目途に、各章のドラフト初稿を仕上げる
- ・ 2003 年 12 月 1 日までにドラフト全体をとりまとめ、ISO 国際事務局に提出
- ・ 2004 年 2 月 5～6 日の日程で、Working Group を開催
- ・ 2004 年 3 月下旬に、必要に応じて第 2 回 Working Group を開催（ドラフト完成へ）
- ・ 2004 年 6 月 21～22 日の日程で、第 2 回 TC225 委員会を開催

2004 年 7 月以降、CD（Committee Draft）を公表し、すべての ISO 加盟国への意見聴取などを経て、最速で 2006 年 4 月までに最終原稿を完成させる予定である。順調に行けば、2006 年 7 月にも新 ISO 規格として成立することになる。

## 2. 日本国内での要対応事項

### (1) Scope 拡大への対応

日本においては、世論調査の実施は新聞社や放送局のウエイトが高く、また社会調査は大学や政府系の教育研究機関等が関与するケースが多い。Scope に世論調査と社会調査が加わったことから、今後はそれらの機関にも情報提供を行い、ISO 規格が成立した後に無用な混乱が生じないように配慮していく必要がある。

### (2) 認証機関等との協議開始

ISO 規格化は早くても 3 年後となるが、これを見越して日本国内ではどのように JMRA 会員社の認証取得を図っていけばよいか、具体的な検討を始める必要がある。

JMRA では QS 委員会を中心に、ISO 認証機関等との連絡・協議を行っていく予定である。